

配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等へのアンケートを踏まえた 生活再建支援の際の手の見直し等に関する論点について

令和 4 年 8 月 30 日

DV 対策抜本強化局長級会議

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）を踏まえ、以下のとおり論点を整理する。本論点に基づき具体策を検討した上で、令和 4 年内に抜本強化策を取りまとめる。

経済的支援

- ・ 配偶者からの暴力を受けた被害者が利用できる経済的支援について整理を行うとともに、生活保護法による保護の実施について、保護の補足性の原理を前提としつつ、扶養能力調査の在り方、実施責任などについて、配偶者暴力による被害者の状況を踏まえ整理を行う。【内閣府、厚労省】
- ・ 児童扶養手当について、遺棄の認定事務について、その迅速化の観点から、配偶者暴力による被害者である場合に、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めないこと等を周知する。【厚労省】

就業

- ・ 配偶者からの暴力に伴い離職せざるを得ない状況になった被害者に係る雇用保険の扱いに関し整理を行う。【厚労省】
- ・ 就労支援に関し、配偶者からの暴力を受けた被害者について、その配偶者から 1 年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨を周知し、ひとり親家庭への就業支援の活用を図るとともに、求職者支援制度における世帯収入要件の扱いについて整理する。【厚労省】
- ・ 各労働局における就労支援として、被害者の就業ニーズに配慮できる企業

への職業紹介（都道府県をまたぐ広域職業紹介を含む）やきめ細かな職業相談、適切な職業訓練のあっせん、職業訓練時の一時保育の活用などを進める。【厚労省】

社会保険（雇用保険を除く）

- ・ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書に関し、行政機関又は関係機関と連携して配偶者暴力の被害者支援を行っている民間支援団体による支援が行われている場合の扱いについて、証明を必要とする手続の性質等も踏まえた検討を行う。【厚労省】
- ・ 配偶者からの暴力を受けた者に係る医療保険関係事務及び年金関係事務について、秘密保持、被害者の離脱手続について周知する。【厚労省】
- ・ 医療保険について、被害者が被扶養者等から外れるまでの間は保険診療による受診が可能であることを周知するとともに、被害者の秘密保持の観点からその際の被保険者への医療費通知等の在り方について検討する。【厚労省】
- ・ 国民年金保険料の特例免除が利用できることについて、関係機関と協力して周知を行う。【厚労省】
- ・ 当事者間の葛藤や情報の漏えいリスクを軽減する観点から、医療保険について、被扶養者等から外す届出の提出をまたずに被害者を被扶養者等から外すことができる「一定期間」の考え方や、被害者が被扶養者等から外れる場合における当該被害者の配偶者への通知の在り方について検討を行う。【厚労省】

住宅

- ・ 令和4年1月に改正を行った「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」に基づき、公営住宅における配偶者暴力被害者の優先入居や目的外使用の活用を促るとともに、配偶者暴力被害者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を推進する。【国交省】
- ・ これらの住宅の空き状況等の情報について、配偶者暴力相談支援センター

等と共有し、配偶者暴力被害者の状況を踏まえ、居住支援法人等とも連携し、適切な住まいへの円滑な入居を進める。【国交省、内閣府】

子育て

- ・ 配偶者からの暴力の被害者の状況を踏まえて、保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について、制度の周知を行う。【厚労省、内閣府】
- ・ 「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を踏まえた取組が行われるよう周知を図った上で、被害者の子どもについて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を含めた学校における相談体制の強化によるきめ細やかな支援を行う。【文科省】
- ・ 親権をめぐる問題の解決に当たり子供の最善の利益を徹底するとともに、子の監護権に関する調停の運用状況も踏まえ、所要の検討を行う。【法務省】
- ・ 安全・安心の確保を前提に、子供の成育を見守る機会を確保するとともに、親子交流（面会交流）及びその支援の推進、支援団体の利用費負担軽減を図る。さらに、いわゆる面前DVなど子への虐待があった場合の親権変更や面会制限などを図る。【法務省、文科省、厚労省】

母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等

- ・ 母子生活支援施設の入所に関する手続に関し、円滑な利用を可能にするよう、また、申し込みに必要な書類を児童福祉法及び同法施行規則を踏まえて必要最小限なものとなるよう、自治体や施設の運用実態を把握の上、検討を行う。【厚労省】
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が円滑に施行されるよう、女性相談支援センター及び女性自立支援施設に関して、具体的な業務内容や留意点、関係機関との連携の在り方等を検討し、ガイドライン等を策定するとともに、必要な財政支援について検討を行う。【厚労省】
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を見据え、女性

相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び女性自立支援施設における心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助の促進を図る。【厚労省、内閣府】

住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等

- ・住所地市区町村以外の市区町村におけるマイナンバーカードの申請・交付、コンビニ交付の活用を図るとともに、住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等を取得する際に、住所以外における受取り等の活用を図る。また、戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等を取得する際に、配偶者暴力相談支援センター等における代理申請の手続について当該施設の職員の個人名による申請を不要とするなどの整理を行う。【総務省、法務省、内閣府】

支援体制の強化

- ・官民連携の下で配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行うパイロット事業（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）について、今年度事業の成果を検証するとともに、過年度事業の検証結果を踏まえ、民間シェルター等による被害者支援の更なる推進を図る。【内閣府】
- ・配偶者暴力防止法の見直しに関する検討状況を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センターの体制の強化を図る。【内閣府】
- ・弁護士などの専門家による仲介など、配偶者暴力の被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進める仕組みを検討し、整備を図る。【内閣府】
- ・男性及び外国人を含め多様な配偶者暴力に対応できる相談窓口の整備を図る。【内閣府】
- ・法テラスにおいて、弁護士会との連携を強化し、DV等被害者法律相談援助を行う弁護士について必要な処遇を図るなどして、DV等被害者支援について経験や理解のある弁護士を確保する。また、配偶者暴力相談支援セ

ンター、弁護士会及び法テラスの三者間において、このような弁護士の情報を共有するなどの連携強化を図る。【法務省、内閣府】